

**新旧対照表**  
**【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 (省略)</p> <p>2 過去の法令違反歴等に関する審査</p> <p>特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第7条の5第1号、法第51条第1号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第1号、法第67条の6第1号、法第67条の13第3項第1号及び第3号イ又は法第79条第3項第1号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第7条の5第1号イからりまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、次の事項の確認にあたっては、別途通知する方法により<u>法第105条の3</u>の規定に基づき都道府県警察に照会して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 過去の法令違反歴等に関する審査</p> <p>特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第7条の5第1号、法第51条第1号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第1号、法第67条の6第1号、法第67条の13第3項第1号及び第3号イ又は法第79条第3項第1号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第7条の5第1号イからりまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、次の事項の確認にあたっては、別途通知する方法により<u>法第105条の2</u>の規定に基づき都道府県警察に照会して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>